

事務連絡
令和7年3月13日

各障害福祉サービス事業所等運営事業者 様
各障害児通所支援事業所等運営事業者 様
※松江市内でのみ事業所等を運営する事業者を除く

島根県健康福祉部障がい福祉課
(指導給付係)

「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに
事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」及び
「福祉・介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」について

本県障がい福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和7年度の処遇改善加算の取扱いについて、下記のとおりとしますので、よろしく願いいたします。

記

1. 「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」（厚生労働省及び子ども家庭庁通知）

別添のとおり

2. 提出物及び提出〆切（令和7年度4月分及び5月分）

提出物：別紙様式2（処遇改善加算計画書）

提出〆切：令和7年4月15日（火） 期限厳守

※令和7年6月以降の加算申請については、加算を算定する月の前々月末日までにご提出ください。

※松江市内でのみ事業所等を運営する事業者は、松江市にご提出ください。

※加算を新たに取得する場合、もしくは加算区分が変更になる場合（例：加算Ⅳ→加算Ⅱ）は、「体制に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」をご提出ください。

3. 提出先

しまね電子申請サービスにより提出

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure/2122702059922083285/door>

※しまね電子申請サービスによる提出を原則とします。これにより難しい場合は、メールもしくは郵送によりご提出ください。

※「障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金」と提出先が異なりますので、ご注意ください。

4. 制度に関する問い合わせ先（厚生労働省相談窓口）

処遇改善加算について、障害福祉サービス事業所・施設等からのお問い合わせ対応がされております。ご質問等がございましたら以下の連絡先にお問い合わせいたします。

・福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口
電話番号：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

5. その他

処遇改善計画書の様式、上記1の国通知等については、県HPに掲載しておりますので、県HPから取得してください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougaiservice/r7syoguukaizen.html>

島根県健康福祉部障がい福祉課

指導給付係 担当：森合

TEL:0852-22-5327 FAX:0852-22-6687

e-mail:syogai-syogu@pref.shimane.lg.jp